

# ○可茂衛生施設利用組合個人情報の保護に関する法律施行 細則

令和 5 年 3 月 3 0 日  
可茂衛生施設利用組合規則第 2 号

改正 令和 7 年 3 月 31 日組合規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「施行令」という。）並びに可茂衛生施設利用組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年可茂衛生施設利用組合条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、法、施行令及び条例で使用する用語の例による。

(統括保護管理者)

第 3 条 組合に統括保護管理者を 1 人置く。

- 2 統括保護管理者は、事務局長をもって充てる。
- 3 統括保護管理者は、管理者を補佐し、保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第 4 条 個人情報を取り扱う課（課に相当する組織を含む。以下「課等」という。）に、保護管理者を 1 人置く。

- 2 保護管理者は、課等の長又は統括保護管理者が指定する者をもって充てる。
- 3 保護管理者は、保有個人情報等の適正な管理を確保する任に当たる。

(保護担当者)

第 5 条 課等に保護担当者を 1 人又は複数人置く。

- 2 保護担当者は、当該課等の保護管理者が指定する。
- 3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、課等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第 6 条 組合に監査責任者を 1 人置く。

- 2 監査責任者は、監査委員書記長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報の適切な管理のための委員会)

第 7 条 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設ける。

(外部提供の手続)

第 8 条 法第 69 条第 1 項又は第 2 項の規定により保有個人情報（法令等の規定により、外部提供できないとされているものを除く。次条において同じ。）の外部提供を受けようとする実施機関以外のものは、保有個人情報外部提供申請書（別記様式第 1 号）又はそ

の他の書面により実施機関に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、口頭で申請することができる。

- (1) 他の実施機関が申請する場合で、当該実施機関の業務の遂行上、特に必要があると認められるとき。
  - (2) 緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 2 実施機関は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請を認めるか否かを決定し、決定の内容を申請した者に対し、保有個人情報外部提供決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定による申請があったときは、口頭で通知することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、外部提供に関する手続について法令に定めがある場合は、その定めるところによる。

（外部提供を受けるものに対する条件の付与等）

第9条 実施機関は、保有個人情報の外部提供を行うに当たっては、法第70条の規定により、次に掲げる事項のうち該当する事項を条件として付さなければならない。ただし、実施機関相互間における外部提供又は法令等の定めるところにより外部提供を行う場合については、この限りでない。

- (1) 個人情報の秘密の保持並びに個人情報の改ざん、滅失及び不当な目的への利用の防止に関する事項
- (2) 利用目的の範囲を超える個人情報の利用の禁止に関する事項
- (3) 外部提供を受けたもの以外のものへの個人情報の提供の禁止に関する事項
- (4) 外部提供を行う個人情報の利用を認める期間に関する事項
- (5) 利用期間の終了後又は利用目的の達成後の個人情報の取扱いに関する事項
- (6) 事故発生時の報告義務に関する事項
- (7) 立入調査に応ずる義務に関する事項
- (8) 損害賠償に関する事項
- (9) この項の規定により付した条件に違反した場合の実施機関の命令に従う義務に関する事項
- (10) その他実施機関が個人情報の保護に関し必要と認める事項

（委託に伴う措置等）

第10条 法第66条第2項の規定により、個人情報取扱事務の委託に関し受託者と契約を締結する場合においては、当該契約書に次に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 個人情報の秘密の保持並びに個人情報の改ざん、滅失及び不当な目的への利用の防止に関する事項
- (2) 委託業務の範囲を超える個人情報の利用の禁止に関する事項
- (3) 第三者への個人情報の提供の禁止に関する事項
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 委託期間終了後又は委託業務終了後の個人情報の取扱いに関する事項
- (6) 事故発生時の報告義務その他対応に関する事項
- (7) 立入調査に応ずる義務に関する事項

- (8) 個人情報の安全管理措置に関する事項
- (9) 再委託の禁止又は事前承認その他再委託に係る条件に関する事項
- (10) その他実施機関が個人情報の保護に関し必要と認める事項
- (11) 法令及び前各号に掲げる事項に違反した場合における契約の解除の措置及び損害賠償に関する事項

(条例個人情報ファイル簿)

第11条 実施機関は、法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 条例個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿と合わせて一の帳簿とする。

3 政令第21条第3項から第7項までの規定は、条例個人情報ファイル簿の作成及び公表について準用する。

(個人情報ファイル簿等の作成)

第12条 個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿の作成は、個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿(単票)(別記様式第3号)により行うものとする。

2 政令第21条第3項の規定による個人情報ファイル簿の修正又は同条第4項の規定による削除の届出(前条第3項において準用する条例個人情報ファイル簿の修正又は削除を含む。)は、個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿変更等届出書(別記様式第4号)により行うものとする。

(開示の請求書等)

第13条 法第77条第1項に規定する開示請求は、保有個人情報開示請求書(別記様式第5号)又はその他の書面(法第77条第1項各号に規定する事項を記載した書面に限る。)により行うものとする。

(開示決定等の通知等)

第14条 法第82条第1項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の通知は、保有個人情報開示決定通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

2 前項の通知には、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(別記様式第7号)を同封するものとする。

3 法第82条第2項の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の通知は、保有個人情報不開示決定通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

4 条例第6条第2項の規定により保有個人情報の開示決定等の期間を延長する場合の通知は、保有個人情報開示決定等の期限の延長通知書(別記様式第9号)により行うものとする。

5 条例第7条の規定により保有個人情報の開示決定等の特例規定を適用する場合の通知は、保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用通知書(別記様式第10号)により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送)

第15条 法第85条第1項の規定による事案の移送は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について(別記様式第11号)により行うものとする。

2 前項の規定により事案の移送をした場合の開示請求者への通知は、保有個人情報開示請求に係る事案を移送した旨の通知書(別記様式第12号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第16条 法第86条第2項の規定による第三者の意見聴取は、保有個人情報の開示請求に関する第三者意見照会書(別記様式第13号)及び保有個人情報の開示決定等に関する意見書(別記様式第14号)により行うものとする。

2 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(別記様式第15号)により行うものとする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第17条 条例第5条第2項に規定する写しの送付に要する費用は、郵送料に相当する額とし、政令第28条第4項の組合の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 可茂衛生施設利用組合会計規則(平成11年可茂衛生施設利用組合規則第8号)に規定する納入通知書により納付する方法

(2) 郵便切手で納付する方法

(訂正の請求書等)

第18条 法第91条第1項に規定する訂正請求は、保有個人情報訂正請求書(別記様式第16号)又はその他の書面(法第91条第1項各号に規定する事項を記載した書面に限る。)により行うものとする。

(訂正決定等の通知等)

第19条 法第93条第1項の規定による保有個人情報の訂正をする旨の通知は、保有個人情報訂正決定通知書(別記様式第17号)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の通知は、保有個人情報訂正拒否決定通知書(別記様式第18号)により行うものとする。

3 法第94条第2項の規定により保有個人情報の訂正決定等の期間を延長する場合の通知は、保有個人情報訂正決定等の期限延長通知書(別記様式第19号)により行うものとする。

4 法第95条の規定により保有個人情報の訂正決定等の特例規定を適用する場合の通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用通知書(別記様式第20号)により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送等)

第20条 法第96条第1項の規定による事案の移送は、保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について(別記様式第21号)により行うものとする。

2 前項の規定により事案の移送をした場合の訂正請求者への通知は、保有個人情報訂正請求に係る事案を移送した旨の通知書(別記様式第22号)により行うものとする。

3 法第97条の訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合の当該保有個人情報の提供先に対する通知は、提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について(別記様式第23号)により行うものとする。

(利用停止の請求書等)

第21条 法第99条第1項に規定する利用停止請求は、保有個人情報利用停止請求書(別記様式第24号)又はその他の書面(法第99条第1項各号に規定する事項を記載した書面に限る。)により行うものとする。

(利用停止決定等の通知等)

第22条 法第101条第1項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第25号）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の通知は、保有個人情報利用停止拒否決定通知書（別記様式第26号）により行うものとする。

3 法第102条第2項の規定により保有個人情報の利用停止決定等の期間を延長する場合の通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限延長通知書（別記様式第27号）により行うものとする。

4 法第103条の規定により保有個人情報の利用停止決定等の特例規定を適用する場合の通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用通知書（別記様式第28号）により行うものとする。

（任意代理人であることを示す書類）

第23条 本人の委任による代理人が、開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合の政令第22条第3項に規定する委任状（政令第29条の規定により準用する場合を含む。）は、委任状（別記様式第29号）によるものとする。

（審査請求に係る諮問等）

第24条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による可茂衛生施設利用組合行政不服審査会への諮問は、保有個人情報開示等審査諮問書（別記様式第30号）により行うものとする。

2 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問した旨の通知は、保有個人情報開示等審査諮問通知書（別記様式第31号）により行うものとする。

（審査請求に対する裁決）

第25条 審査請求に対する裁決の通知は、保有個人情報の開示等審査請求裁決書（別記様式第32号）により行うものとする。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知）

第26条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項の規定による通知は、法第107条第1項第1号に規定する場合にあっては第三者からの審査請求を却下（棄却）する旨の通知書（別記様式第33号）により、同項第2号に規定する場合にあっては審査請求に係る保有個人情報の開示決定通知書（別記様式第34号）により行うものとする。

（苦情の申出の方法）

第27条 法第128条に規定する苦情の申出を書面により行うときは、個人情報等取扱苦情申出書（別記様式第35号）又はその他の書面により行うものとする。

（委任）

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例施行規則（平成30年可茂衛生施設利用組合規則第5号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の日前に旧規則の規定による可児市個人情報保護条例施行規則（平成12年可児市規則第2号。以下「可児市規則」という。）第6条による申請若しくは第9条又は第11条の規定による請求がされた場合における可児市規則に規定する保有個人情報の開示、訂正、利用の停止及び消去並びに提供の停止については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第11条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「可茂衛生施設利用組合個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年可茂衛生施設利用組合規則第2号）の施行後遅滞なく」とする。

附 則（令和7年組合規則第2号）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にある様式については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。